⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

五十八　腹腔鏡下直腸固定術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

直腸脱

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら消化器外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
②　消化器外科専門医であること。
③　当該療養について二年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　消化器外科及び麻酔科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　臨床工学技士が配置されていること。
④　病床を二十床以上有していること。
⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

六十　肝切除手術における画像支援ナビゲーション

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

肝がん、肝内胆管がん又は生体肝移植ドナーである者に係るもの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら消化器外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
②　消化器外科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　消化器外科及び麻酔科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　臨床工学技士が配置されていること。
④　病床を二十床以上有していること。
⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

六十一　樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍（食道がん、胃がん又は大腸がんに限る。）、進行再発乳がん又は肺がん

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、消化器外科又は乳腺外科に従事していること。
②　血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、消化器外科専門医又は乳腺専門医（有限責任中間法人日本乳癌学会が認定したものをいう。）であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、消化器外科又は乳腺外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
④　輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。
⑤　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急手術体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。